

絶対に耳を貸さない、手を出さない！未公開株や社債のあやしい儲け話

PIO-NET（全国消費生活情報ネットワーク・システム）によると、全国の消費生活センターには、未公開株や社債¹に関する相談が、過去最高であった昨年度（2009 年度）の相談件数を大きく上回るペースで寄せられている。トラブルの内容を見ると、契約者の多くが 60 歳以上の高齢者であり、支払金額の合計額は 2010 年度（2011 年 1 月 31 日現在）だけでも約 283 億円（2001 年度以降の累計は約 860 億円）にものぼり、なかには「老後の蓄えをすべて失ってしまった」といった深刻な被害も見られる。

未公開株・社債トラブルが多発している背景としては、過去に未公開株や社債などを購入した高齢者が再度ねらわれていること、また、そうした高齢者にトラブルが周知されていないことが挙げられる。そこで被害を防止するために、未公開株や社債を「絶対に儲かる」と勧誘したり、公的機関をかたるといったあやしい儲け話には絶対に耳を貸さない、手を出さないよう消費者に注意喚起を行う。²

1. PIO-NET にみる未公開株・社債に関する相談の概要

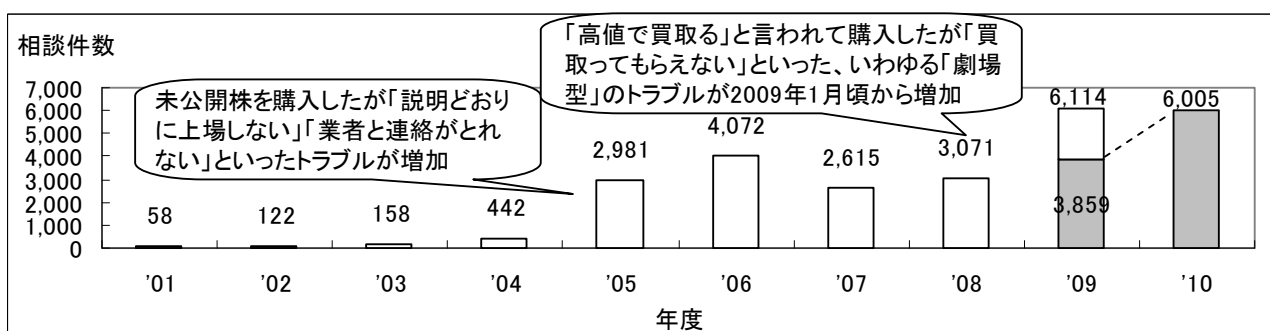
※データは、2011 年 1 月 31 日までの PIO-NET 登録分。

（1）相談件数が過去最高であった 2009 年度を大きく上回るペースで相談が寄せられている

未公開株、社債に関する相談件数の推移をみると、2010 年度は、相談件数が過去最高であった 2009 年度を大きく上回るペースで相談が寄せられている。2010 年度の相談件数をみると、未公開株は 6,005 件で 2009 年度同時期（3,859 件）の約 1.6 倍（図 1）、社債は 4,011 件で 2009 年度同時期（620 件）の約 6.5 倍であり、2009 年度の相談件数（1,270 件）をすでに大きく上回っている（図 2）。

なお、2001 年度以降の未公開株と社債に関する相談総件数は 31,310 件である。

図 1. 未公開株に関する相談件数の年度別推移



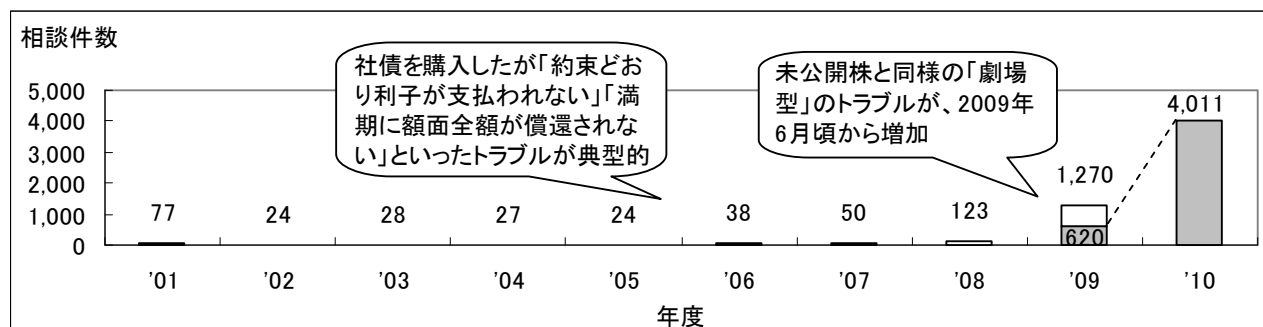
※ 2009 年度の墨塗り部分は、2010 年 1 月 31 日までの PIO-NET 登録分の相談件数（前年度同期相談件数）。

¹ 社債のうち、証券会社や銀行など金融機関等以外（＝発行会社自体や金融機関等以外の会社）から販売勧誘を受けた相談。

² 2010 年 4 月 9 日に、消費者委員会が未公開株等投資詐欺被害対策について提言をしている。

http://www.cao.go.jp/consumer/iinkaikouhyou/2010/_icsFiles/afieldfile/2010/11/26/100409_teigen.pdf

図 2. 社債に関する相談件数の年度別推移



※2009年度の墨塗り部分は、2010年1月31日までのPIO-NET登録分の相談件数（前年度同期相談件数）。

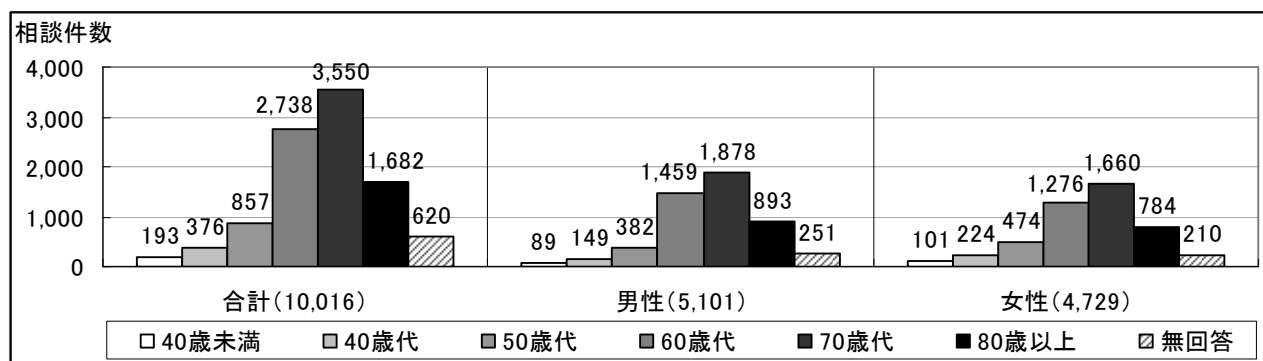
(2) 2010年度の相談の特徴

以下は、未公開株と社債に関する2010年度の相談10,016件（未公開株6,005件、社債4,011件）を中心に分析を行った結果である。

①60歳以上が全体の8割を占め、高齢者のトラブルが目立つ

契約当事者の年齢をみると、60歳以上は7,970件あり、全体の約8割を占める。（図3）

図 3. 契約当事者の年代別・性別相談件数

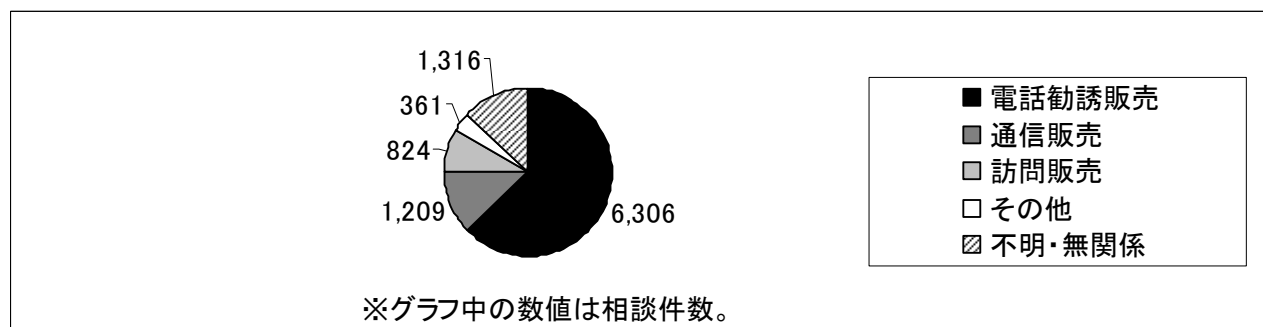


※図中の合計件数およびその年代別件数には、性別が不明等のものも含む。

②電話勧誘販売など、不意打ち的な勧誘が非常に多い

勧誘のきっかけとしては、電話勧誘販売が6,306件（63%）と最も多く、次いでダイレクトメール等の通信販売が1,209件（12%）、訪問販売が824件（8%）である。（図4）

図 4. 販売購入形態

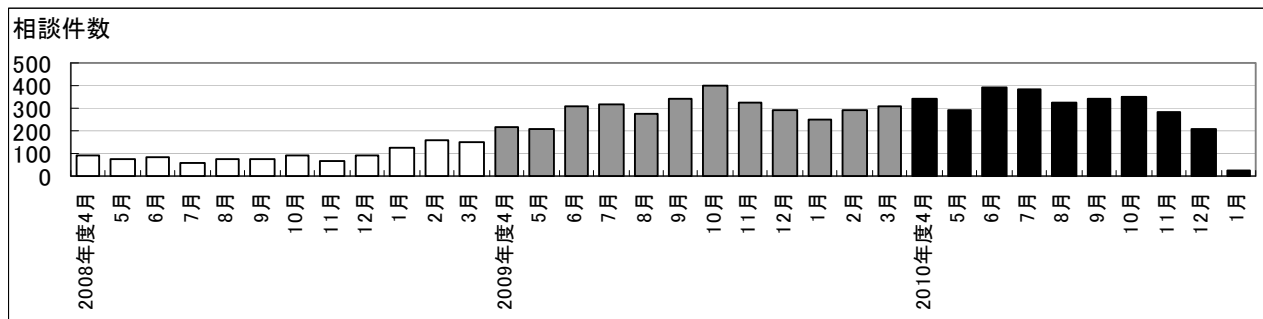


※グラフ中の数値は相談件数。

③2010 年 4 月以降の契約も多く、最近でも消費者がトラブルに巻き込まれている

2010 年度の相談のうち 7 割弱 (6,627 件) は、相談が寄せられた時点で既に契約・申込をしていた。なお、相談全体 (31,310 件) のうち契約年月が明らかなもの (14,923 件) をみると、2008 年度以降、契約年月別の件数は増加傾向にあり、2010 年 4 月以降に契約した相談は 2,944 件であった。(図 5)

図 5. 契約年月別相談件数の推移

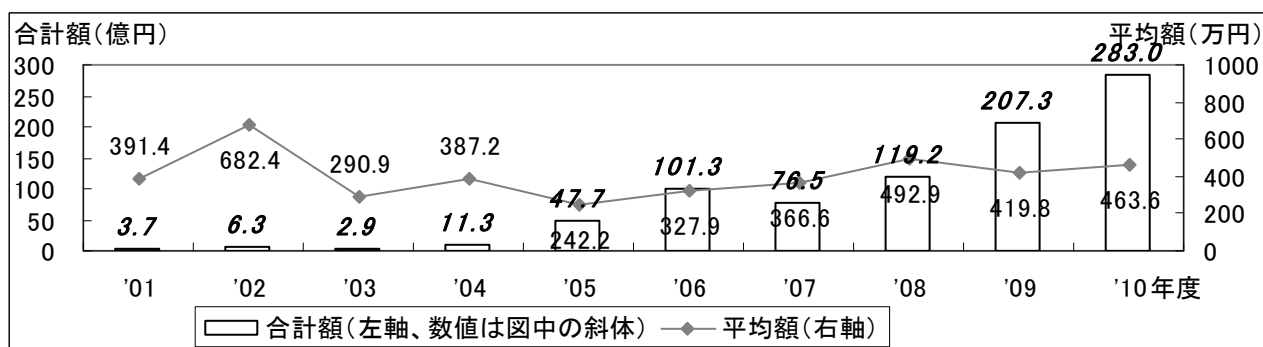


④消費者が支払った総額は 860 億円にも

消費者が既に金銭を支払ってしまったことが明らかな相談は 2010 年度で約半数 (3,561 件) あり、このうち支払金額が 1000 万円以上のケースは 808 件ある。こうした支払金額の合計額をみると、2010 年度は約 283 億円であり、2001 年度以降の累計では 860 億円に達している。(図 6)

支払方法は、業者が指定した銀行口座に現金を振り込むケースがほとんどである。

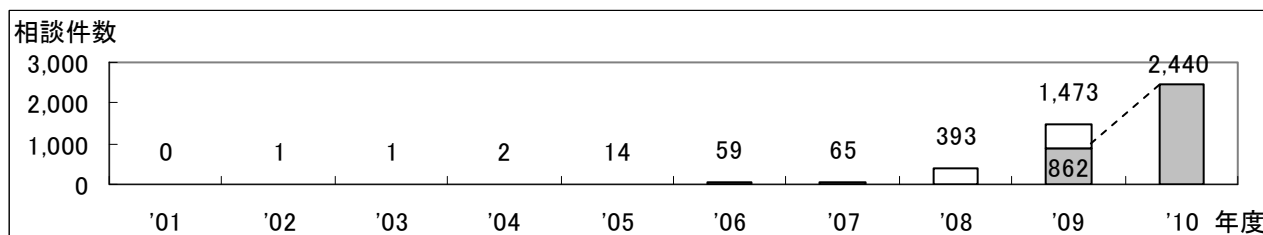
図 6. 既支払金額の合計額の年度別推移



⑤「二次被害」や「かたり商法」の手口が増えている

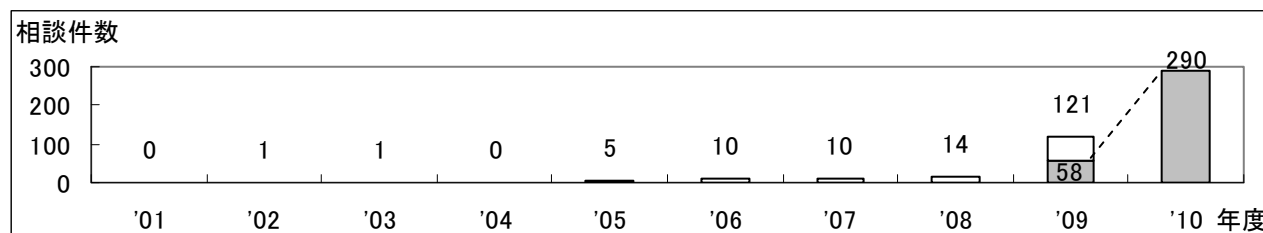
最近では、過去に未公開株や社債のほか、商品デリバティブ取引、ファンドなどの投資被害にあった消費者をねらった「二次被害」(図 7) や、消費生活センターや金融庁などの公的機関や実在する証券会社をかたった「かたり商法」の手口が増えている。(図 8)

図 7. 「二次被害」に関する相談の年度別推移



※2009 年度の墨塗り部分は、2010 年 1 月 31 日までの PIO-NET 登録分の相談件数 (前年度同期相談件数)。

図 8. 「かたり商法」に関する相談の年度別推移



※2009 年度の墨塗り部分は、2010 年 1 月 31 日までの PIO-NET 登録分の相談件数（前年度同期相談件数）。

2. 相談事例

相談事例をみると、未公開株・社債ともに同様の手口がみられる。とくに 2009 年以降（未公開株は 2009 年 1 月頃、社債は 2009 年 6 月頃から）、「未公開株（社債）を高値で買い取ってもらはずが、買い取ってもらえなかった」といった、いわゆる「劇場型」のトラブルが非常に多い。

なお、事例に登場する「証券取引等監視委員会」（事例 1）や「証券会社」（事例 6）は、いずれも実在する機関や企業をかたったものである。

【事例 1】「証券取引等監視委員会」をかたる者に勧められ、未公開株を追加購入した

昨年 7 月に X 社からダイレクトメールと電話で勧誘があり、1 株 60 万円の未公開株を 3 株購入し、180 万円を支払った。最近になって X 社の担当者から電話があり「12 月中に上場する。上場すると 10 株単位で取引されることになるので、あなたは 7 株足りない」と追加購入を勧められた。「420 万円（1 株 60 万円を 7 株）を半額の 210 万円にしてあげる」と言われたが、お金がないと断ると「30 万円にする」と言われた。担当者が「証券取引等監視委員会に連絡するように」と言ったが、本当に実在するのか不安だったので金融庁に問合せたところ「ある」とのことだったので、担当者の話を信じてしまった。担当者から聞いた証券取引等監視委員会の電話番号に電話をしたところ「有利な話だからやりなさい」と勧められ、30 万円を指定された銀行口座に振り込んだ。

その後、担当者からまた電話があり「もう 30 万円分購入しないか。12 月の上場後に株を売却しても、1 年間 13%の配当を付ける」と言われ、売却後に配当がつくのはおかしいと思った。あわてて金融庁に証券取引等監視委員会の電話番号を確認したら、担当者に聞いた電話番号と違っていた。

（2010 年 10 月相談受付、相談者：広島県 80 歳代男性）

【事例 2】巧妙な手口でその気にさせられ、社債を購入してしまった

A 社から「X 社のパンフレットが届いていないか」と電話があったが、届いていなかったの「ない」と答えた。後日、X 社からパンフレットが届き、タイミングよく A 社から再度電話があった。「パンフレットが届いた」と伝えたところ、「X 社はエコロジー関係で急成長している会社で、パンフレットが届くなんてすごい」「すぐに X 社に電話をした方が良い」と言われた。半信半疑で X 社に電話をしたが「既に完売した」とのことで、人気があるのだと思った。

後日また A 社から電話があり、買えなかったと伝えたら、今度は「Y 社に連絡してみて」と言われた。Y 社に電話をしたところ「審査がある」と言われ、断られても良いと思って申込をしたが、今度は B 社から「Y 社の社債を持っていれば、高く買い取りたい」と電話があり、その気になった。その後、Y 社から「審査が通った」と連絡があり、すぐに 500 万円を指定された銀行口座に振り込んだ。しかし、家族に詐欺ではないかと言われ、我に返った。

（2010 年 10 月相談受付、相談者：富山県 60 歳代女性）

【事例 3】代わりに未公開株を購入すれば高値で買い取ってもらえるはずが、買い取ってもらえない

X 社から未公開株を勧めるパンフレットが郵送された後、A 社から「X 社の未公開株は、パンフレットが送られた人しか購入できない」「代わりに購入してくれば、1 株 35 万円の未公開株を 105 万円で買い取る」と言われ、すぐに X 社に連絡し 1 株購入した。その後、X 社からは「5 株購入すれば、

もう2株付ける」、A社からは「何口でも買い取るので購入しておくように」と電話があり、9株を追加購入した。

A社と買い取りの日を約束していたが、その当日になってA社から「都合が悪くなった」と電話があり、買い取ってもらえなかった。先日は、被害者を救済するという機関から「警察が動いており、表立って動くとは厄介なことになる。別の買取業者を探してあげるので、何もしないでください」と電話があった。
(2010年8月相談受付、相談者：岡山県 60歳代女性)

【事例4】代わりに社債を購入すれば、過去の未公開株を買い取ってくれるはずが、買い取りがされないばかりか違約金を請求されている

A社から「X社の社債を個人Bが購入希望だが、Bは買うことができない。代わりに購入してくれば、あなたが過去に購入した未公開株1650万円分をBが買い取る」と電話があった。X社の電話番号を教えられ、電話をすると「アゼルバイジャン共和国で探鉱事業を行っており、今年11月に上場予定である。ただし、49人しか申し込めず、残りはあと3人である」と言われ、1口20万円を25口申込んだ。

その後、X社から「Bから振込はあったが、申込者の住所と違っていたので返金した。改めてあなたから振り込んでほしい」と電話があった。A社に連絡したが「Bは海外旅行中である。戻ったらX社債を購入するための500万円と、未公開株を買い取るための1650万円を、Bといっしょに持っていく」と言われた。その後、X社から一部でも払うよう言われ、60万円を振込んだ。昨日、A社とBが現金を持参予定であったが来なかった。X社からは、残金440万円を振込むか、解約違約金として申込金額の3割を支払うよう要求されている。
(2010年9月相談受付、相談者：福岡県 60歳代男性)

【事例5】以前購入した未公開株を買い取ってもらうために、新たに未公開株を購入したが、買い取ってもらえない

以前購入した未公開株を売りたいと思っていたところ、NPO法人を名乗る者から電話があり、未公開株の買い取りを行っているというA社を紹介された。A社に連絡したところ「X社の未公開株を持っていれば、あなたの保有している未公開株を高額で買い取る」と説明された。X社株は持っていなかったが、以前購入した未公開株を買い取ってもらいたかったので、A社の指示に従い、X社株を持っているB社に電話連絡した。後日、B社と駅前で待ち合わせをし、自家用車のなかでB社に180万円を支払い、X社株を2株購入した。

A社に買い取ってもらおうと連絡したところ「さらにX社株を買い足さないと買い取れない」と言われ、不審に感じた。B社に電話をしたが、通じなくなっていた。

(2010年9月相談受付、相談者：神奈川県 70歳代男性)

【事例6】過去の損を取り戻そうと未公開株を購入したことをきっかけに、次々とお金を支払うことになった

以前、未公開株等で2500万円の損をしたことがある。今月になってA社の担当者から電話があり「損を全額取り戻してあげる。日本証券業協会から償還請求の認可を受けており、認可番号もある」「B証券会社に口座を開設すれば、その口座にお金を振り込む。ただし、口座を開設するには、X社の未公開株を購入する必要がある」と言われた。そこで、X社の未公開株10万円分を購入し、B証券会社に口座を開設した。しかし、担当者から「口座が凍結されている。凍結が解除されればすぐに2500万円を振り込むが、解除には個人なら100万円、法人なら200万円が必要」と言われ、100万円を支払った。しかし、今度は「相手が法人なので、200万円が必要。あと100万円を支払うように」と言われ、お金がなかったので50万円だけ支払い、残りの50万円は担当者が工面した。

その後、担当者的上司から「担当者がお金を工面したことは問題だ。担当者は解雇した」「あなたも1000万円の罰金、実刑の対象だが、あと10万円支払ったら会社のミスにする」「そうすれば、口座の凍結は解かれ2500万円も支払う」と言われた。信用してもよいのか。

(2010年10月相談受付、相談者：愛知県 70歳代男性)

3. 相談事例からみる問題点

(1) 無登録業者による未公開株等の勧誘は金商法違反

金融商品取引法（金商法）では、他社が発行する未公開株や社債（他社銘柄）の勧誘や売買を業として行うことは、金融商品取引業の登録を受けた者でなければ行うことができない、としている³。

PIO-NETによると、未公開株や社債の相談でみられる業者名の数、2010年4月以降で1,222ある（2010年9月1日時点）。このうち、登録を受けていない無登録業者にもかかわらず、他社銘柄の勧誘や売買を行っているものは387（83+304）あるが（表1）、これらは金商法違反の可能性が高い。

表1. 金商法の無登録業者の数とその取扱銘柄の種類

無登録業者	取扱銘柄の種類			
	不明以外			不明
	他社銘柄のみ	自社銘柄のみ	自社銘柄・他社銘柄両方	
1,198	304	165	83	646

(2) 自己募集では買取業者が登場するが、「高値で買い取る」などの約束は守られない

発行会社自らが自社の未公開株や社債（自社銘柄）の勧誘や売買を行う自己募集の場合は、金商法の登録は必要ない。自己募集を行っているものは248（165+83）あるが（表1）、自己募集である（無登録業者による違反勧誘ではない）からといって、当該発行会社の未公開株や社債の収益性や安全性を保証するものではない。

とくに自己募集の場合、買取業者が登場するケースが非常に多いが、こうした買取業者も無登録業者であり、金商法違反の可能性が高い。

(3) 過去に未公開株等を購入したことのある高齢者がねらわれている

未公開株や社債の契約当事者の多くは60歳以上であり、高齢者がねらわれている。とくに最近では、過去に未公開株や社債のほか商品デリバティブ取引、ファンド、イラクディナールなどを契約・購入したことのある消費者をねらって勧誘する「二次被害」のケースが目立つ。

業者は「発行会社からパンフレットが届いていませんか」「過去の未公開株などの損を取り戻しませんか」などと勧誘しているが、こうした情報は消費者本人や取引業者などの当事者以外では知り得ないものである。これらのケースでは、消費者に関する何らかの個人情報が出回っていると推測される。

(4) 公的機関や証券会社をかたるケースも多い

消費生活センター、国民生活センター、消費者庁、金融庁、証券取引等監視委員会などの公的機関をかたり、「被害実態の調査」と称し消費者の個人情報（過去に購入した銘柄名など）を聞き出すほか、「被害救済をする」「被害の相談にのる」とうたって未公開株等の発行業者に連絡するよう案内したり、「その会社の未公開株や社債なら信用できる」などと消費者を安心させて特定の未公開株を購入させるケースも目立つ。

最近では、実在する証券会社をかたり「株式公開の引受業務を行っている」とウソの説明をし、発行会社に連絡するよう消費者に仕向ける手口も見られる。

(5) 支払ったお金を取り戻すことは困難

「新たに未公開株や社債を買えば、高値で買い取る」「過去に購入した未公開株や社債を高値で買い取る」という手口が目立つが、その条件として消費者は、発行会社から未公開株や社債を新たに購入したり、買い取りのための手数料を支払ったりする必要がある。しかし、消費者が購入代金や手数料を支払っても、買い取りの約束が実行されることはまずなく、買取業者との連絡は最終的には取れなくなる。

³ 金商法では、未公開株や社債などの売買を業として行う場合は、第1種金融商品取引業として内閣総理大臣の登録を受けなければならない、としている（金商法28条1項、29条）。

買い取りが実行されなかったため、消費者が新たに購入した未公開株や社債の解約をその発行会社に求めても、「解約はできない」「買取業者とは関係ない」などと応じてもらえないことがほとんどである。発行会社と買取業者の関係性は不明であるほか、発行会社のなかには、パンフレットに記載された住所に事務所がないものや、しばらくすると連絡が取れなくなるものもあり、いったん支払ってしまったお金を取り戻すことは非常に難しい。

4. 消費者へのアドバイス

(1) 安易な儲け話はきっぱり断ること

どの未公開株や社債も元本や利益は保証されておらず、むしろリスクの高い金融商品である。こうした金融商品にもかかわらず、「必ず上場する」「絶対に儲かる」などと勧める安易な儲け話は、きっぱり断ること。

(2) 公的機関を名乗るケースは注意すること

消費生活センター、国民生活センター、消費者庁、金融庁、証券取引等監視委員会などの公的機関が消費者に直接電話をかけ、被害の調査や相談を行ったり、特定の未公開株や社債を勧めたりすることは一切ない。

(3) 買い取りが実行されることはまずない

「新たに未公開株や社債を買えば、高値で買い取る」「過去に購入した未公開株や社債を高値で買い取る」など、消費者の購入意欲をあおるケースが非常に目立つ。「少しでもお金を増やしたい」「少しでも過去の損を取り戻したい」という消費者の心理に業者はつけ込んでくるが、買い取りが実行されたという事実は確認されていない。

(4) 支払ったお金を取り戻すのは難しいので、あわててお金を支払わないこと

「あなただけ」「残りわずか」などと契約を急がされたり、「裁判をする」「違約金を支払え」などと脅されたりしても、あわててお金を支払うことはせず、まずは家族などの身近な人や消費生活センターに相談すること。

業者に指定された銀行などの預金口座にもしお金を支払ってしまった場合は、すぐに警察や金融機関に連絡し、振り込んだ預金口座の利用停止を早急に求めること。⁴

(5) 過去に取引経験のある消費者はとくに注意すること

過去に未公開株や社債などの投資トラブルにあった消費者を再度ねらった勧誘が目立つ。過去に取引経験のある消費者は、「過去に引っかけたことはあるが、今回は大丈夫」と油断せず、とくに注意すること。

(6) 高齢者のトラブルが多いので、家族や地域で見守ること

高齢者のトラブルが多いが、高齢者のなかには未公開株や社債のトラブルに巻き込まれているにもかかわらず、「いつかは必ず儲かる」「自分は大丈夫」と思い込んでしまったり、未公開株や社債を購入したこと・トラブルにあっていないことを家族に内緒にしているケースが多い。高齢者がトラブルに巻き込まれていないか、家族や地域で注意して見守ること。

⁴ 「振り込め詐欺救済法」では、未公開株や社債などの詐欺的商法に預金口座が利用された疑いがある場合には、預金口座の取引の停止などの措置が行われ、口座の残高や被害額に応じて被害額の全部または一部が支払われる。詳しくは、金融庁「振り込め詐欺（恐喝）事件にご注意！」（<http://www.fsa.go.jp/policy/kyuusai/index.html>）などを参照。

（７）トラブルにあったら、すぐに消費生活センターに相談すること

勧誘を断ったものの不安なときや、契約や支払を強要されたとき、お金を支払ってしまったときなど、トラブルにあったらすぐに消費生活センターに相談すること。

５．情報提供先

- ・消費者庁政策調整課
- ・金融庁 監督局証券課、総務企画局企業開示課
- ・警察庁 生活安全局生活経済対策管理官、刑事局捜査第二課

<title>絶対に耳を貸さない、手を出さない！未公開株や社債のあやしい儲け話</title>